

核関連貨物・技術の輸出管理について

平成19年1月29日
経済産業省
安全保障貿易管理課

1. 輸出管理制度とその運用

NSG等輸出管理に係る国際レジームの合意を受け、適切に輸出管理を実施していくため、外国為替及び外国貿易法に輸出許可制度・技術提供に係る許可制度が設けられている。

< 関係法令 >

貨物：外為法第48条第1項/輸出貿易管理令第1条、別表第一

技術：外為法第25条第1項/外国為替令第17条、別表

(1) リスト規制(国際レジームにおいて合意された品目に係る輸出規制)

核兵器をはじめとする大量破壊兵器の開発等の懸念用途に利用されるおそれのある貨物・技術として、輸出管理の対象とすることが合意されたものについて、経済産業大臣の許可を必要とする規制。

迂回輸出・提供の可能性も踏まえ、全地域向けの輸出・技術提供を規制対象としている。

< 参考 >

核関連貨物・技術はそれぞれ輸出貿易管理令別表第一の2項、外国為替令別表の2項に列記

(例)

- ・ 核燃料物質・核原料物質
- ・ 原子炉・原子炉用発電装置等
- ・ 工作機械
- ・ 測定装置 等

(2) キャッチオール規制

リスト規制対象品目以外の品目についても、核兵器をはじめ大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とする規制。各種輸出管理に係る国際レジームを適切に実施している国(26カ国)を除き、全地域向けに適用。平成14年4月より施行。

核兵器の開発等に用いられるとの情報を輸出者が受けている場合や、経済産業省から輸出許可が必要である旨の通知(「インフォーム」)を受けている場合には、輸出許

が必要とされる(技術提供についても同様)。

(3)輸出管理制度の運用

原則として個々の輸出ごとに個別の輸出許可が必要であるが、輸出される貨物の性質、仕向地に依じて、比較的機微度の低いものについては包括輸出許可の使用が認められている(技術提供についても同様)。個別許可申請は年間10,000件程度あり、申請に対しては輸出される貨物の用途や需要者を見定め、核兵器開発等の懸念される転用を招くことのないよう審査している。

(4)輸出者に対する自律的な内部管理の要請・指導

輸出者が的確に輸出管理制度を遵守するための内部管理規程(「コンプライアンス・プログラム」)を整備し実施するよう、指導している。

平成17年6月からは、包括輸出許可(上記(3))を得る前提として、内部管理規程の整備・履行が位置づけられている。また、その遵守状況について、外為法に基づく立入検査を随時行うことにより確認している。

2. その他

(1)北朝鮮をめぐる対応

昨年7月の北朝鮮によるミサイル発射事案を受け、ミサイル及び核兵器等の不拡散のための輸出管理に係る措置を引き続き厳格に行うこととした。

さらに、昨年10月の北朝鮮による核実験実施に対する国連安保理決議1718号の的確な履行のため、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある貨物を北朝鮮向けに輸出する際には、許可義務を課した上で運用によって不許可とすることにより、これらの輸出を禁止することとしている。

(2)国際的協力・連携

輸出管理に係る国際レジーム関係各国との間で、随時の情報交換をはじめとする協力を行っている。

また、迂回輸出の防止のため、アジア諸国における効果的な輸出管理の実施に向け、各国政府・企業向けセミナーの開催等、輸出管理の普及・啓発活動(「アウトリーチ活動」)を行っている。

< 参考 >

「アジア輸出管理セミナー」の日本における毎年の開催

平成18年は22カ国から75名参加、平成19年は2月6日～8日開催

アジア各国における輸出管理セミナーの開催

平成16年以降、14回開催